

件 名	4 陳情第 5 号 瑞穂町顧問弁護士設置規則の制定を求める件
第 1 陳情の趣旨	瑞穂町顧問弁護士設置規則の制定を求める。
第 2 陳情の原因	1 瑞穂町には、顧問弁護士設置規則がない。 2 近隣自治体は、次のように、顧問弁護士設置に係る規則等を定めている。 ① 羽村市顧問弁護士設置規則（委嘱） ② 立川市顧問弁護士規則（任命） ③ 小金井市顧問弁護士設置要綱（委嘱） ④ 青梅市顧問弁護士要綱（委嘱） 3 弁護士法第 3 条第 1 項には次の規定がある。 【第三条(弁護士の職務) 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。】 4 地方自治法第 1 5 3 条に次の規定がある。 【第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。】
第 3 陳情の理由	1 瑞穂町を当事者とする訴訟事件の代理人について、弁護士との委任契約で行われており、弁護士法第 3 条違反及び地方自治法第 1 5 3 条違反の疑義があり、訴訟事件などに係る手続きに必要な顧問弁護士設置規則の制定が必要である。

※原文のまま掲載しています。